

内閣府賞勲局 任期付職員の募集について

内閣府賞勲局では、産前・産後休暇中の職員に代わって、当局の業務を行う職員（人事院規則 8-12 第 42 条第 2 項第 3 号の規定による任期付職員（産休代替任期付職員））を募集いたします。

1. 採用内容

職 名：内閣府事務官（係長級）
（配置先：内閣府賞勲局審査部門）

募集人員：1 名

採用期間：令和 7 年 4 月 1 日～令和 7 年 6 月 10 日（予定）

※産前・産後休暇職員の代替職員として勤務する間に、職務を良好な成績で遂行した場合には、引き続き、令和 8 年 3 月 31 日まで（予定）、国家公務員の育児休業等に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号に基づく任期付職員（育児休業代替任期付職員）として再採用される場合があります。

2. 職務内容

内閣府賞勲局では、①叙勲等の実施に関する企画、立案、調整及び事務の連絡②叙勲等の実施事務に関する電算機の運用及び管理③栄典制度に関する企画及び立案④勲章等の授与に係る調査及び研究⑤勲章等の授与の審査に関する事務を行っております。

今回募集する職員には、このうち主として、「勲章等の授与の審査」に関する事務を担当していただきます。

3. 応募条件

次の条件を備えた方を希望します。

- （1）高等学校卒業程度（大学入学資格を有するもの）
- （2）パソコン操作（ワード、エクセル等）に十分習熟していること。

4. 応募資格

次のいずれかに該当する方は、応募できませんのでご了承ください。

- （1）日本国籍を有しない者
- （2）国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 38 条の規定により国家公務員となることができない者
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

- ② 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

5. 応募要領

(1) 提出書類

- ① 履歴書（市販の用紙で可、写真添付）
- ② 業務経歴書（これまでに従事した業務の内容を具体的に記述したもの、A4横書き）
- ③ 志望動機について記した小論文（400字程度）

(2) 提出方法 郵送

※封筒の表面に、赤色で「**任期付職員（審査部門）募集書類在中**」と記載のこと。

(3) 書類送付先及び問合せ先

書類送付先：〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府賞勲局総務課総務係

問合せ先：内閣府賞勲局総務課総務係 横山

☎ 03-3581-2111（内線83204）

(4) 応募締切

令和7年3月24日（月）必着

※応募書類の提出に応じ、締切前であっても随時面接を行います。

(5) 選考方法

1次選考 書類審査

2次選考 面接

※1 書類審査の結果、2次選考（面接）を行うこととなった方には、2次選考の日時場所等をご連絡いたします。

※2 応募書類は返却いたしません。選考のみに使用し、使用後は責任を持って破棄いたします。

6. 勤務条件

「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」及び「内閣府本府職員の勤務時間等に関する訓令」による。

雇用形態：任期付職員

賃金形態：月給制

勤務時間：9時30分～18時15分（土、日、祝祭日を除く）

(状況に応じて超過勤務(残業)を命ずる場合あり)

勤務地：東京都千代田区永田町1-6-1 内閣府賞勲局内

7. 給与等

国家公務員の給与規定(「一般職の職員の給与に関する法律」等)により決定。

8. その他

- (1) 応募の秘密については厳守いたします。
- (2) 最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から退職していただく必要があります(休職は不可)。
- (3) 採用内定後、卒業証明書及び過去に在籍した会社等の在職証明書を提出していただきます。
- (4) 採用後はマイナンバーカードを職員身分証として使用することとしていますので、カード取得の手続きをあらかじめしていただくこととなります。